

全国高等学校総合体育大会ヨット競技大会和歌山県実行委員会協賛要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、全国高等学校総合体育大会ヨット競技大会（以下「大会」という。）の開催趣旨に賛同する企業、団体等（以下「企業等」という。）から協賛の申し出があった場合の取扱いに関して、必要な事項を定めるものとする。

(協賛の区分)

第2条 協賛の区分は次のとおりとする。

- (1) 大会プログラム協力企業等
実行委員会が指定する大会プログラム協力企業等協賛金表（別表1）に基づき、広告掲載等に協力する企業等
- (2) 大会プログラム協力及び物品販売出店企業等
実行委員会が指定する大会プログラム協力及び物品販売出店企業等協賛金表（別表2）に基づき、大会プログラムへの広告掲載及び物品販売出店等に協力する企業等

(協賛の申込方法)

第3条 協賛の申込方法については次のとおりとする。

- (1) 協賛の申込みは協賛申込書（様式第1号）（以下「申込書」という。）にて申込みを行う。
なお、協賛の区分における大会プログラム協力及び物品販売出店企業等において、物品販売出店を希望するものは、出店申請書（様式第2号）を添付すること。
- (2) 全国高等学校総合体育大会ヨット競技大会和歌山県実行委員会会長（以下「会長」という。）は、企業等から申込書の提出があった場合、第4条の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、協賛を受け入れることとし、協賛受諾書（様式第3号）を交付する。
- (3) 会長は、協賛金を受け入れたときは、協賛金受領証明書（様式第4号）を、協賛物品を受け入れたときは、協賛物品等受領証明書（様式第5号）を協賛者へ交付する。
また、出店申請書（様式第2号）を提出した協賛者へは、出店許可書（様式第6号）を併せて交付する。

(協賛団体等の制限)

第4条 会長は、企業等が以下の項目に該当すると認める場合、協賛を受け入れないものとする。

- (1) 大会の趣旨に反するもの
- (2) 法令等に違反するもの又はその恐れがあるもの
- (3) 公序良俗に反するもの又はその恐れがあるもの

- (4) 青少年の健全な育成に支障を及ぼす恐れがあると認められるもの
- (5) 政治活動、宗教活動等に関係するものであると認められるもの
- (6) 個人の氏名を宣伝する目的のものと認められるもの
- (7) 公益財団法人全国高等学校体育連盟と協賛契約を締結している企業又は団体のカテゴリー独占権に抵触するもの（別表4）
- (8) 反社会的勢力と認められるもの
- (9) その他会長が適当でないと判断するもの

（協賛の取消）

第5条 企業等へ受諾書を交付した後、当該企業等からの申し出があった場合、又は前条に該当すると判明した場合、会長は協賛の取消しをすることができる。

（協賛区分の変更）

第6条 企業等へ承認書を交付した後、当該企業等から協賛区分の変更の申し出があった場合、会長は既に交付した受諾の内容を変更をすることができる。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は会長が別に定める。

別表1 大会プログラム協力企業等協賛金表（第2条関係）

（単位：円）

区分	カラー	モノクロ
1 ページ	100,000	60,000
1/2 ページ		30,000
1/4 ページ		10,000

※1 物品等の協賛については、販売価格・数量等を参考に金額を積算するものとする。

※2 金額等の積算が困難である協賛事業については、協賛内容に応じて、別途協議するものとする。

別表2 大会プログラム協力及び物品販売出店企業等協賛金表（第2条関係）

（単位：円）

区分	カラー	モノクロ
1 ページ	120,000	80,000
1/2 ページ		50,000
1/4 ページ		30,000

※1 物品等の協賛については、販売価格・数量等を参考に金額を積算するものとする。

※2 金額等の積算が困難である協賛事業については、協賛内容に応じて、別途協議するものとする。

別表3 カテゴリー独占権に抵触するもの（第4条関係）

企業名	カテゴリー
大塚製菓	清涼飲料、固形栄養補助食品
JTB	宿泊及び弁当
マイナビ	就職、進学、不動産賃貸、ブライダル、有料職業紹介事業、労働者派遣事業、労働者派遣事業、世界遺産検定試験・検定事業等に関わる情報提供サービス
カンコー学生服	制服、体操服
P&P浜松	競技写真、集合写真の撮影・販売
日本郵政グループ	輸送